

損害賠償金の税務

1. 会社が支出した役員・使用人の行為による損害賠償金

1) 損害賠償金の取り扱い

(イ) 損害賠償の対象となった行為が業務に関連しており、故意または重過失でない場合	会社は損金に算入できる。 本人に対する給与とはしない。
(ロ) (イ)のいずれかの条件が適合しない場合	役員・使用人に対する貸付金

2) 1) (ロ)で貸付金とされる求償権について

- (1) 求償権を計上せず、直接損金処理した場合、税務上、貸付金の貸倒処理をしたものとされます。
- (2) 役員・使用人の支払能力などから求償できないため、貸付金の全部または一部を貸倒損失とした場合は、損金算入が認められます。
- (3) 貸倒損失とした求償権のうち、回収が確実であると認められる部分の金額は、その役員・使用人に対する賞与となります。

2. 損害賠償金を受取った場合

1) 会社が受取った場合

損害賠償金の場合は、収益の確定日ではなく、実際に支払を受けた日の属する事業年度の益金に算入することが認められます。

2) 個人が受取った場合

個人に対する心身または資産に加えられた損害で、慰謝料などの損害賠償金は、非課税となります。

心身の損害に基因して勤務または業務に従事することができなかったことによる収益補償金も非課税です。

3. 消費税法上の取り扱い

原則として課税対象外です。つぎの場合は、課税の対象となります。

- 1) 損害を受けた棚卸資産などが加害者に引き渡される場合で、そのまま、または軽微な修理を加えることにより使用できるときに加害者から收受する損害賠償金
- 2) 無体財産権の侵害を受けた場合に加害者から收受する損害賠償金
- 3) 不動産などの明渡しの遅滞により加害者から賃貸人が收受する損害賠償金

お見逃しなく！

- 1. 損害賠償金を損金処理し、損害保険金の入金が見込まれる場合は、損害賠償金に対応する保険金の金額は益金に算入します。
- 2. 事業所得者の場合、棚卸資産などに加えられた損害に係る賠償金や収益補償金は非課税とはなりません。